

総務文教常任委員会報告

令和3年3月22日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年3月11日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席のもとに本委員会を開催し、3月3日に本委員会に付託されました議案2件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、税務課長、住民環境課長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る3月3日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第24号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑 2年ほど前に6年位かけて、国民健康保険税の資産割を段階的に減らしていき、去年から今年にかけ45%から30%に変わっている。いずれは0%になるということでもいいのか。また、資産割を廃止すると、所得割・均等割・平等割が高くなるのか。

回答 県の運営方針の改定で、令和8年度を目指して資産割を45%から0%に無くすもので町もその方針で検討している。所得割が全体で2.05%の増加、均等割が年額で1万2,053円の増加、平等割は3,907円の減少分があり、県は標準税率を提示しているので、それに合わせて調整して増減を行うことになる。

質疑: 県の一本化運営に対し、町では税を上げ、下げすることはできないのか。

回答: 平成30年度に国の制度改革で、県一本化という形になり、財政運営の基本的な責任を持って主体的に行うのが県ですが、県からの一方的な指示ではできず、町の意見も受け入れなければならない。被保険者や低所得者の数等の影響があるので県と十分協議しながら実施していく。

質疑: 今回の改定では、資産割を引き下げて、その分は均等割、平等割更に所得割で調整するが、今年度は現行のまま据え置くとあるが、これは繰越金を充当するという令和3年度限りの特例措置になるのか。

回答: 原則として、資産割の方の率を下げっていくことによって、それを他の税に振り分けるというのが原則である。今般のコロナ禍の影響等により、令

和3年度に限り特例措置として、現在ある内部留保を使わせて頂くことになる。

質疑： 前回、町の国民健康保険税の賦課方式の改定について詳しい説明を受けたが、嶺南の町に於いても、高浜町は資産割を既に廃止しており、おおい町も減額して現状8.80%の割合と成っているが、美浜町ではまだ35%で資産割が残っている。資産割を無くすと、均等割が3万円、平均割でも3万円以上の額になり、他の町と比較しても高額となる。長期的な目で、標準的な財源措置が求められるのではないか。

回答： 只今の件は、懸念材料を持って認識しているところである。令和8年度を目指す目標とし、国からの補助金や他の税収もしっかりと見極めながらしっかり検討していく。

質疑： 先ほど出てきた内部留保というのは、国民健康保険の中の運用から出てくる繰越金のようなものか。それとも町の一般財源からの繰入れのことを言うのか。

回答： 繰越金と一般財源からの繰入のどちらもあわせてを内部留保と呼んでいる。

意見： 国民健康保険税の指標というのは、その市町の「自治体住民の豊かさ」といいますか、基本的な基準として扱われることもある。よって国保税が高いと町民の負担は多いというふうに捉えられる傾向にある。国保の財政運営の主体は県になったゆえに、町自体のしっかりとした財政運営をやって頂きたい。

（2）議案第27号 美浜町にぎわい創出基金条例の制定について

質疑： 条例の第2条に基金の積み立てる額は、毎会計年度の一般会計で定める額とあるが一般会計予算の何パーセントと定めているのか。

回答： 積立金は、年度、年度の予算書に計上させて頂くところで、議会の承認を得て、金額を定めるということになる。今回の場合ですと3月補正で1億5,000万円計上させていただいており、一般会計予算の何パーセントという割合で定めるものではない。

質疑： このにぎわい創出基金は、具体的にどういうことに使われる基金か。

回答： 町のにぎわいゾーン整備に使われる基金で、第五次美浜町総合振興計画の後期計画の優先施策の２番目に該当する。美浜駅から「なびあす」迄の町道整備に伴う周辺等を整備する費用として積み立てるものである。

具体的に、まずは町道整備に合わせて行う街路樹、街路灯、カラー舗装等の付帯整備について国庫補助金等の対象外となることが予想されるため、これらの財源として使わせていただきたい。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

（１）議案第２４号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（２）議案第２７号 美浜町にぎわい創出基金条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前１０時３８分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。